

グループホームあおぞら 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人王寿會が開設するグループホームあおぞら(以下「事業所」という。)が行なう指定認知症対応型共同生活介護(予防含む)の事業(以下「事業」という。)は、認知症状のある要支援2又は要介護者あって、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスを提供する。

2 事業所は入居者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように、入居者の状況を踏まえて支援を行う。

3 事業所は入居者の地域社会との関わりを支援していくために、家族や地域の関係者等を含めた運営を推進する。

4 常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるように専門性を高める研修の実施と職員の自己研鑽を推進する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地

(1) 名称 グループホーム あおぞら

(2) 所在地 愛知県豊橋市西幸町字浜池323番地、324番地

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

事業所の職員の管理及び業務の管理を行う。

(2) 計画作成担当者 2名(常勤・非常勤職員兼務)

入居者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、適切に行われているか評価を行い、病院等の関係機関との連絡・調整にあたる。

(3) 介護職員 6名以上(常勤職員・非常勤職員)

介護職員は事業の提供にあたる。

(利用定員)

第5条 事業所における利用定員は、18名(2ユニット)とする。

(介護の内容)

第6条 事業の内容は次の通りとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

4 相談、援助

(利用料等)

第7条 事業所が提供するサービスの利用料は、法定受領分については介護保険負担割合証の利用者負担割合とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食材料費
 - (2) 居住費
 - (3) 水道光熱費
 - (4) 前各号に掲げるものの他、事業において提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要な費用で、入居者が負担することが適当と認められる費用（例：オムツ代、理美容代、教養娯楽費、日用品費、受診費、内服代等）
- 2 前項の費用を伴うサービスを提供する際には、サービス内容及び費用を説明した上で、入居者又は家族の同意を得る。併せて支払いに同意する旨の文書に署名（捺印）を受ける。

(計画の作成)

第8条 事業所は事業の開始に際し、入居者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 事業所は介護計画の作成、変更に際しては入居者及び家族に対し、事業の内容を説明し、同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、状況についての評価を行う。

(入居)

第9条 事業の対象者は、要支援者2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活に支障がないこと。
- (2) 自傷他害の虞がないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(退居)

第10条 入居後、前項に該当しなくなった場合は、退居して頂く場合がある。

2 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行なうよう努める。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は事業の提供中に入居者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防避難に関する計画を作成しなければならない。

- 2 事業所は非常災害に備え、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第14条 事業所の責任により入居者に生じた損害について、速やかに損害を賠償しなければならない。但し、損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じることがある。

(サービスの提供記録の記載)

第15条 事業所は事業を提供した際には、提供日数及び内容、支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録しなければならない。

- 2 事業所は提供した具体的なサービス内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めなければならない。

(秘密保持)

第17条 事業所の職員は正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は職員であったものが、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は居宅支援事業所等関係機関に対して、入居者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ておかななければならない。

(苦情等の処理)

第18条 事業所は、提供したサービスに関する入居者及び家族からの苦情又は要望、相談に迅速かつ適切に対応する為に、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は提供するサービスに関して、東三河広域連合からの文書提出、提示の求め又は東三河広域連合職員からの質問、照会に応じ、入居者からの苦情等に関する調査に協力しなければならない。また、東三河広域連合からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従い必要な改善を行なうとともに、東三河広域連合から求めがあった場合には改善の内容を報告しなければならない。

- 3 事業所は提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行なうとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には改善内容を報告しなければならない。

(衛生管理)

第19条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備、備品又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生管理上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行なわなければならない。

- 2 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待防止)

第20条 施設は虐待発生の防止または再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営推進会議)

第21条 事業所が地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センターの職員等、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成しなければならない。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換、交流をしなければならない。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表しなければならない。

(事業の実施地域)

第22条 事業の実施地域は、豊橋市の区域とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を、次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備しなければならない。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 この規程に定める事項外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人王寿會と事業所の管理者が協議してこれを定めるものとする。

附則：この規程は令和6年 4月1日より施行する。